

## 令和6年度第1回鴨川市介護保険運営協議会

1 日時 令和6年10月30日(水) 午後3時00分から午後4時35分まで

2 場所 鴨川市総合保健福祉会館2階 研修室

3 出席者

(委員 6名)

谷地 睦子 酒井 龍一 橋本 理恵 海老原 正明 金井 重人 寺尾 勝彦

(市 15名)

長谷川 孝夫 市長

市民福祉部 鈴木 克己 部長

健康推進課 角田 守 課長

健康推進課 島口 武久 課長補佐

健康推進課 保健予防係 石渡 一光 係長

健康推進課 保健予防係 野村 浩子 主任保健師

健康推進課 介護保険係 石井 和美 係長

健康推進課 介護保険係 宇山 夏海 主事

健康推進課 福祉総合相談センター 平川 健司 副主査

健康推進課 福祉総合相談センター 高橋 由希子 主任保健師

福祉総合相談センター・長狭 小坂 重樹 主査

福祉総合相談センター・天津小湊 石井 めぐみ

福祉課長兼福祉事務所 四宮 俊英 所長

福祉課 渡邊 賢次 課長補佐

福祉課 地域ささえあい係 久保 正治 係長

4 会議

(1) 開会

(事務局 健康推進課島口課長補佐)

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の島口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に入ります前に、あらかじめご案内いたします。本会議につきましては、鴨川市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき、原則公開となっております。傍聴を希望される方がいる場合は、所定の手続きを経た上で、傍聴していただきます。本日の傍聴希望者はありません。

また、この会議は会議録作成のために録音させていただき、市のホームページにて公開することとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

それでは、ただ今より、令和6年度第1回鴨川市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、宗政委員でございます。

よって、本日は、過半数の委員さんにご出席をいただいておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、始めに鴨川市長長谷川孝夫より、ご挨拶を申し上げます。

(長谷川市長)

改めまして、こんにちは。つい1か月ほど前までは真夏を思わせるような暑い日が続いておりましたが、ここにきてようやく秋らしくなってきました。

本日は、令和6年度第1回介護保険運営協議会を開催させていただいたところ、時節柄大変お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より、高齢者福祉の推進並びに、介護保険事業の円滑なる運営に、ご理解ご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする「第9期高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」が4月からスタートいたしました。

本市の介護保険料月額基準額6,500円は、県下で高い方から、鋸南町、富津市、船橋市に次いで、神崎町と同じ4番目と、以前の2位から順位を下げており、現在、介護給付費につきましても、徐々に増加しているところでございます。これもひとえに、委員、皆様方のご尽力の賜でございます。引き続き、安定的な介護保険事業の運営に努めて参りますので、皆様方のお力添え、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国では、団塊ジュニア世代が65歳に到達する2040年は、高齢の割合がピークを迎える時期となっております。これにより、生産人口の減少により、超高齢化社会に突入すると見込んでおります。本市では、高齢者の単身世帯や、認知症高齢者が増加しており、医療、介護に加え、生活支援を必要とする方が、今後ますます増加するものと存じます。

こうした中、買い物困難者への支援の一環として、イオン鴨川店による移動販売が、この10月21日から開始されたところでございます。

このほかにも市内では、セブンイレブン大里店を始め、株式会社千葉薬品ヤックグループ、亀田産業株式会社ローソン亀田総合病院店、里のMUIみんなみの里に次いで5例目となるもので、地域の商店が少なくなる中、行政のみならず、多様な主体による重層的な生活支援が、社会の課題となっているところであり、このような対応につきましては、ありがたく思っているところでございます。「いつまでも、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けたい」という思いは、誰しも共通の願いです。自立、共生、公共の考えのもと、福祉総合相談センターを基軸に、介護予防事業をはじめ、地域の支えあいづくりを進めると共に、介護サービスの基盤整備の一環として、要支援認定者等を対象に、地域の新たな担い手が主体となり、訪問型の生活支援のサービスの導入に向けて、関係機関と協議を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、本日は、この後、審議案件として、第8期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の実施報告等につきまして、担当から説明いたしますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 島口課長補佐)

ありがとうございました。これより、議事に入らせていただきたいと思います。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項では、会長が、会議の議長になるとされておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

(金井議長)

改めまして、議長の金井でございます。会議の時間でございますが、このあと1時間半程度とさせていただきますと存じます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。橋本理恵委員にお願いできますでしょうか。

(橋本委員 了承)

それでは、橋本委員、よろしくお願いいたします。

では、次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

(金井議長)

これより、議事に入ります。まず始めに、議件1「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)の実施報告について」を議題といたします。質疑応答は、事務局からの説明が終了した後をお願いいたします。

なお、ご発言される場合は、最初にご自身の所属と氏名を名乗ってくださいようお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 角田健康推進課長)

健康推進課の角田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、第8期介護保険事業計画の基本的なデータを取りまとめましたので、ご報告させていただきますと存じます。

まず最初に、資料1-1をご覧ください。第8期と第9期の重点目標でございますが、第8期は、左側にありますとおり7つの項目を掲げ、実施して参りました。

また、第9期の重点目標は、8つ目として、「地域主体との協働の推進」を追加し、生活支援の充実を図るとともに、今後7人に1人が認知症高齢者になると言われておりますので、認知症に対する施策について地域のネットワークづくりに努めて参りたいと存じます。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。1人口・世帯・被保険者等の推移は(1)の人口と世帯数でございます。表の人口の項目をご覧ください。左から右へ、令和3年度から令和5年度までの人口と令和5年度と令和3年度の増減は、令和3年度を基準に令和5年度と比較すると、982人の減。その右隣の増減率は、令和3年度を100として、それぞれ令和3年度と比較した%で、100%、98.4%、96.9%と徐々に減少しております。

また、上から4段目の「75歳以上」の項目をご覧ください。令和5年度と令和3年度の増減でございますが、令和5年度は、366人の増になっております。また、65歳以上人口に75歳以上人口いわゆる後期高齢者が占める割合は、57.4%でした。

次に(2)認定者数です。第1号と第2号の合計数は、令和5年度と令和3年度の増減は、52人の増。各年度、計画値を上回っており、増加傾向でございます。

また、(3)の介護度別認定者数の推移は、ご覧の表のとおりで、要支援2と要介護2が減少しております。また、お示しの棒グラフは、黒色は認定者数の計画値を、白色は実績値を表し、折れ線グラフのうち、点線は認定率の計画値、実線は実績値を表し、平成30年度以降、認定率が増加傾向となっております。

続きまして、資料の3ページ2決算額の推移についてをご覧ください。(1)の決算額は、歳入、歳出、そして歳入歳出の差引残額を示しており、各年度、歳入が歳出を上回っておりますものの、歳入、歳出は、いずれも減少傾向でございます。(2)の歳入内訳です。1の保険料は、第1号被保険者の保険料で、令和5年度と令和3年度の増減は1,711万9,200円の減となっております。これは、65歳以上人口が減少していることに起因するものと推察しております。

また、2の国庫支出金、3の支払基金交付金、4の県支出金、6の繰入金の令和5年度と令和3年度の増減は、減となっております。これは、(3)の歳出にあります2保険給付費に対する国県市が負担する費用でございます。その保険給付費が減ったことによるものです。

(3)の歳出内訳は、2の保険給付費が歳出全体の9割を占め、年額40億円前後を推移しております。

続きまして、4ページ、3の介護保険料の推移をご覧ください。第8期の介護保険料月額基準額は、第5段階が6,000円で年額72,000円でございます。(2)の介護保険料収納率の推移でございますが、介護保険料を納めるべき金額を調定額と言います。この調定額に対する収納済額で、第8期の計は、ご覧のとおりで、現年度分の収納率は99.3%であるのに対し、滞納して繰越されている過年度分の収納率は10.7%でした。今後、過年度分の収納率向上のため、戸別案内や戸別訪問等を強化し、保険料の納付について積極的に促して参りたいと存じます。

続きまして、4の給付費等の推移でございます。(1)の介護給付費については、上から4番目の項目①介護予防給付費の第8期の計は、計画値を上回り、111.7%。②の介護給付費は、計画値を下回る97.5%でした。居宅介護サービス費と居宅介護支援サービス費については、計画値を超えた結果となりました。下段の③の総給付費は、①の介護予防給付費と②の介護給付費の合計で、97.8%と計画値を下回りました。

次に5ページ上段、⑤の標準給付費の計をご覧ください。こちらは、④の高額介護サービス費等を加えたもので、98.2%と計画値を下回りました。

最後に、(2)の地域支援事業費の推移でございますが、⑥の地域支援事業費の計は、介護予防・日常生活支援総合事業など3つの事業の合計で、83.3%と計画値を下回りました。簡単ではございますが、説明は以上となります。給付費が大きく減額している理由としましては、断定的には言えませんが、新型コロナウイルス感染症拡大により、サービス利用を控えたなどの理由が想定されます。以上、よろしく申し上げます。

(事務局 健康推進課石井介護保険係長)

健康推進課介護保険係石井でございます。資料1-2をご覧ください。A3サイズの資料となります。こちらの表は、令和3年度から令和5年度を期間とした第8期の計画に基

づく、各事業の指標を実績として一覧表にまとめました。こちらのピンク色の表紙の第8期計画書内、36ページから86ページまでの指標をすべて取り上げて、実績として一覧表にまとめたものとなります。一覧表の見方について、簡単にご説明しますと、左から基本施策、施策の方向、施策項目、項目の次になりますが、第7期の最終年度であります令和2年度の実績を参考までに掲載しました。その右側には、第8期の3か年度分の実績欄がございまして、令和5年度の目標値を記載。その右の欄は、令和5年度の実績を元に、令和5年度の目標値に対する達成率を掲載しました。そして、令和2年度と3年後の令和5年度の増減率を参考までに掲載しました。この一覧表は、振り返りという視点で確認をお願いします。

それでは、主な事業のみ、数にして10事業程度ですが、詳細を説明させていただきます。

「第1章いつまでも元気・健康でいられるまち」1（1）①老人クラブ活動の活性化、計画書は36ページになります。老人クラブの会員数、クラブ数については、令和2年度と令和5年度を比べますと、70%の減少率となっております。運営を行う後継者がいない状況となり、単位クラブの解散という理由によるものです。

次に、「第1章いつまでも元気・健康でいられるまち」2（1）健康づくりの推進①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、各種検診受診率ですが、計画書は40ページになります。各種検診の受診率の水準は総合的に低く推移しております。理由としまして、コロナ禍において、検診会場の入場制限を行ったこと、隔年実施等により、対象者を制限したこと、予約制導入を始めたが浸透しきれていない段階にあったこと、また、外出による感染を恐れての受診控えが影響したものと考えられます。

「第1章いつまでも元気・健康でいられるまち」3（1）一般介護予防事業の充実です。計画書は42ページです。全体的に言えることとして、コロナ禍において、高齢者の対応は外出自粛の影響により、実績の減少が目立ちます。高齢者の通いの場の活動が縮小しただけでなく、職員の配置や業務についても感染症対応の影響により変動があり、地域に出向いての保健活動の機会が縮小している状況でございました。

「第2章ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち」1（3）⑤認知症疾患医療センターと認知症地域支援推進員との連携についてです。計画書は、50ページになります。第8期において認知症に関する新規の相談件数が、目標値には届いておりませんが、増加しました。認知症が疑われるが未受診であったり、介護サービスの利用に繋がらない方について、認知症疾患医療センターの協力をいただき、支援を実施しました。

同じく、「第2章ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち」1（5）①日常生活圏域における福祉総合相談体制及び交流拠点の充実について、計画書は52ページです。第8期中の令和4年4月に市立国保病院内に地域包括支援センターを設置しました。長狭地区での相談支援の充実を図ったことにより相談支援件数が増加しました。

第2章は、最後になります。3（1）②包括的・継続的ケアマネジメントについて、計画書は、56ページです。こちらは、地域の介護支援専門員とともに、連携と質の向上を目指す事業ですが、感染状況をみながら、事例検討会等を開催しました。

また、介護支援専門員等から、些細なことでも3箇所の地域包括支援センターに相談できる体制となり、支援件数が増加しております。

「第3章いつまでも安心して暮らせるまち」1(1)③になります。一人暮らし高齢者等孤立防止事業についてです。計画書は、61ページになります。こちらの事業は、ひとり暮らしの高齢者を対象に、月に一度、社会福祉協議会の協力員が訪問し、安否確認する事業となります。対象人数が3年前と比較し72.2%となっておりますが、緊急通報システムの利用が増加したこと、また、施設入所が増えたことにより、減少となっております。

介護給付費については、先ほど、角田から説明させていただきましたので、私からは省略させていただきます。以上でございます。

(金井議長)

ただいま、事務局から、議件1「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)の実施報告について」の説明がありました。ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

私から一つ発言させていただきます。資料1-2ですが、コロナが始まった頃は、2020年、令和2年頃だと思いますが、令和2年、3年の頃は、各種事業の実績がコロナの影響により減少していたとの説明でしたが、では、コロナ禍の前と比べて、どの程度回復しているのか、そのへんを知りたいなと思いますが、特定健診など、分かる範囲でお願いします。

(事務局 健康推進課野村主任保健師)

健康推進課の野村です。ご指摘については、手元に詳細な数字を持ち合わせていないのですが、検診に関して、数字としては100%戻っていないものが多数ありまして、コロナ前と同じ体制で行っている検診がほぼ無くなっております。それによって、これからどうやって取り戻すか、地域の方には予約というものに慣れていただき、段々と集合できる状態は緩和されていますので、なるべく地域に出向けるような検診は、細かく調整しながら行っているところでございます。何割というお答えができなく、申し訳ございませんが、そのような状況です。

(金井議長)

ありがとうございました。前々から、特定健診の受診率が低いということは話題に挙がっていましたが、コロナ前と比べると、まだそこにも達していないという数字ということですね。目標値が60%と挙げていて、以前、私からこれは現実的な数字ではないのではないかと、いうことを指摘しましたが、これをどう上げていくかが長年の課題だったかと思いますが、これについては、具体的な案というのがありますでしょうか。

(事務局 角田課長)

野村からも話がありましたが、各種検診につきましては、コロナの関係上、人が多く集められないということで、予約制となり上限枠を設けたという流れが、以前と比べて変わってきているところではあります。予約制についても高齢者の方々には徐々に慣れてきてもらっているというものの、やはり、国の目標値60%に合わせて計画したものであり、なかなか現実と理想の60%とギャップがあります。これについては、ある程度の手法、やり方については、地域

の皆様を受診しやすい体制を作っていくことはもちろんのこと、健康ポイントと称して、ご自分で健康づくりをする方については、インセンティブを与えて行っていく方法など、こうした事業を組み合わせながら模索していきたいと考えております。以上でございます。

(金井議長)

他の委員さんはご意見いかがでしょうか。

ご意見等が無いようです。それではお諮りいたします。ただいまの議件1「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）の実施報告について」は、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議も無いようですので、ご承認いただいたものと認めます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。議件2「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）の進捗状況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局 石井介護保険係長)

健康推進課介護保険係石井でございます。引き続き、よろしく申し上げます。お手元の資料2-1の1ページをお開きください。

ここでは、介護保険事業の過去からの推移と令和6年度の状況等について記載しておりますが、時間の都合上、要点のみご説明させていただきます。

まず、1ページでは、被保険者数の推移をまとめております。特に、第1号被保険者については、平成27年3月の9年前と比べますと、65歳から74歳までの前期高齢者は、約83.7%と減少しております。一方、75歳以上の後期高齢者の人数は、年齢が高齢になっているにもかかわらず、110%と増加しております。これは、いわゆる団塊の世代と言われている人たちが、後期高齢者の年齢75歳に到達していることが数字として現れております。高齢者の全体の人数としては、平成29年、30年あたりをピークに徐々に減少しており、平成27年と令和4年を比べますと、ほぼ変わらない人数となっております。

2ページをご覧ください。要介護、要支援認定者数の推移となっております。委員の皆様には、カラー刷りの資料をご用意しております。上の表の黄色の帯は、令和6年3月時点での認定者数で合計2,486名となっており、平成27年3月と比べると、9%程度の増加となっております。これは、介護保険制度開始以来、過去最高の認定者数となっております。

次に、3ページをご覧ください。こちらでは、要介護認定を受けて、実際にサービスを利用している方の令和6年8月時点での人数となります。上の表、黄色の帯ですが、介護度別のサービス利用人数とその割合でございます。要介護、要支援認定者の90%が何らかのサービスを利用していることがわかります。

4ページをご覧ください。ここでは、保険給付費について、推移をまとめております。令和5年度の実績額については、40億2,842万円と、2年ぶりに40億円を超えております。

5ページをお開きください。こちらは、給付費の内訳でございます。居宅サービスは、全体の47%で、約18億9,344万円。次のページ、6ページに記載しておりますが、(2)地域密着型サービスは、全体の12.5%の5億495万円。下の(3)施設サービスは、40%の16億3,003万円となっております。

なお、今回の資料から施設サービスの実績内訳表に、介護医療院や介護療養型医療施設で算定される特別診療費、特定診療費の金額を追加しております。

7ページは飛ばしまして、8ページでございますが、介護給付費の基金の積立状況について、まとめております。一番下の第8期の令和5年度末での積立状況ですが、2億4,557万4,864円となっております。第7期の最終年度でございます令和2年度末と比べますと、約1億300万円の減少となっております。減少の要因の一つとしては、第7期から、第8期にかけて、介護保険料の基準額を据えおいたことと考えております。

以上で、簡単ではございますが、私からの説明を終わります。

(事務局 健康推進課石渡保健予防係長)

続きまして、健康推進課保健予防係の石渡より、2点目の介護予防事業についてご説明をさせていただきます。資料は、9ページでございます。

私からは、健康づくりの推進及び介護予防の推進に係る令和6年度の事業実施状況について、説明させていただきます。

始めに、大きな2番、健康づくりの推進(1)①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底でございます。

要介護の原因疾病の一つである脳血管疾患をはじめ、各種疾病の原因となる生活習慣病の予防などを目的として、40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査等事業、加えまして、65~74歳の障害者を含む75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした健康診査等事業を実施しております。

また、死因の第一位を占めるがん等の早期発見のため、各種のがん検診等を複数実施しておりますが、ここでは、特に女性の要介護の原因の上位を占めるロコモティブシンドロームをはじめとする筋骨格系疾患の予防と早期発見のため、5歳ごとの節目年齢の女性に実施している骨粗しょう症検診を挙げさせていただいております。

次に、②食育の推進でございます。栄養改善事業といたしまして、地域で食育推進事業を実施するボランティアの食育推進員で構成される食育推進協議会と協働いたしまして、低栄養等によるフレイル予防を図るため、栄養バランスに配慮した食習慣の啓発と運動習慣の定着に向けた健康づくり教室等を実施しております。

続きまして、10ページをお開きください。③予防接種の促進でございます。高齢者を対象として、インフルエンザワクチン、新型コロナワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種事業を実施しております。インフルエンザについては10月から12月まで。新型コロナについては、10月から来年3月まで、これについてはインフルエンザと同じ対象年齢の方へ本年度から定期接種として実施することになっております。肺炎球菌については、通年実施しておりますが、対象年齢については、令和5年度まで、年度内に65歳以上の5歳ごと節目年齢に達する方で過去に接種歴のない方となっておりますが、本年度から接種

日時点で 65 歳の方となっております。

続きまして、下の段の大きな 3 番介護予防の推進でございます。①が、生活機能の低下の恐れがある高齢者を早期発見し、適切な介護予防や生活支援に繋げる事業であります介護予防把握事業。

ページが変わりまして 11 ページの②が、地域での高齢者の集まり等にお伺いし、認知症やフレイルの予防として、栄養、運動、口腔ケアなど健康教育、相談を実施する介護予防普及啓発事業です。昨年度に引き続き、本年度も、運動機能の向上に資する健康教室等には、一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川に業務を委託し、健康づくりと各地区サロンの活性化に努めております。③は、保健師等が、地域の健康や生きがいづくりに関するボランティア活動の支援を行う地域介護予防活動支援事業でございます。

次の 12 ページ④が、介護予防事業の実施プロセス、実施状況につきまして、本会議に加えまして、健康づくり推進協議会の場で、評価・検証を行う一般介護予防事業評価事業でございます。⑤が、住民主体の通いの場等へリハビリ専門職を派遣し、運動や認知機能の評価と、個別の状況に合わせた助言、指導を行う地域リハビリテーション活動支援事業でございます。⑥が、本年度新規事業となります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございます。これは、健診・医療・介護の統計情報である K D B システムを活用し、地域の健康課題の解決に向けて、主管となる市民生活課や高齢者福祉セクションである福祉課、また、安房医師会等の関連部署や関連機関との連携を図り、取り組む事業でございます。本年度は、個別支援として健康状態未把握者の実態把握を行いまして、必要な支援に繋げてまいります。

なお、お手元にカラー刷りのチラシをお配りしておりますとおり、介護予防教室なども本協議会委員である金井先生にご協力いただき、また業務委託をしておりますウェルネススポーツ鴨川とも連携しながら、積極的に高齢者が介護予防・フレイル予防に取り組める環境づくりの強化を図って参りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、介護予防事業に関するご説明とさせていただきます。

(事務局 福祉課久保地域ささえあい係長)

続きまして、3 点目として、高齢者福祉サービスについて説明をさせていただきます。福祉課地域ささえあい係の久保と申します。よろしくお願いたします。資料は、引き続き、資料 2 - 1、13 ページをご覧ください。

それでは、高齢者福祉の推進に係る令和 6 年度の主要事業について説明します。

まず、社会参加と生きがいづくりの促進についてでございます。老人クラブ活動等事業であります。この事業は、単位老人クラブ活動事業、高齢者向けスポーツ普及事業等の運営支援に取り組んでおります。現在、鴨川市老人クラブでは、14 団体約 500 人が活動をしております。

次に高齢者の就労支援というかたちで、シルバー人材センターの自主的な運営の基盤の確立に向けた支援も併せて取り組んでおります。

続きまして、次の 14 ページをご覧ください。地域ささえあい体制づくりでは、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が出来るよう、様々な事業者と連携した見守りネット

ワークの充実を目的に地域の見守り協定を推進すること、また、安全で快適な生活の確保では、避難行動要支援者支援事業として、地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び災害時での活用を図り、実践的な防災の推進を図るものでございます。現在約460名の登録があります。また、避難行動要支援者名簿に登録されている方の中で本人や家族に同意を得て、個別避難計画の作成をしております。令和3年の災害対策基本法の改正で概ね5年間、避難行動要支援者について市町村は個別避難計画を作成することが努力義務となっております。個別避難計画は対象の要支援者に対して、家族や民生委員等の連絡先、避難をするときに気をつけること、避難所での留意事項等が記載され、土砂災害、河川氾濫、津波浸水等ハザードが入っている地図や、平常時から何かあったときのために準備をしておくリストなどをまとめたものになっております。避難行動要支援者名簿登録者460名おりますが、そのうち42名の個別避難計画が作成済みであります。

次に、高齢者福祉サービスの充実の緊急通報体制整備事業でございます。在宅のひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報システムを設置することで、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消し、在宅高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とするものでございます。緊急時の対応や日常の安否確認などが行えるようにALSOKあんしんケアサポート株式会社へ委託を行っているものでございます。

続きまして、次の15ページ一人暮らし高齢者孤独死防止事業でございますが、一人暮らし高齢者を定期的に訪問し、孤独感の解消や孤独死の防止を図るものでございます。鴨川市社会福祉協議会に委託し、現在の対象者は約420人でございます。

次は、高齢者保護ショートステイ事業でございます。家族から虐待を受けた高齢者または災害等により在宅での生活が困難になった高齢者を特別養護老人ホーム等に一時的に保護することで高齢者の生命及び身体の安全を確保し、高齢者の権利利益の擁護を図るものでございます。

最後は、老人福祉施設措置事業でございます。環境上、経済上の理由のために在宅生活が困難な者を養護老人ホームへ入所させる事業で市内外の5か所の施設に現在40名を入所措置しております。

以上、簡単ではございますが、高齢者福祉サービスに関する説明とさせていただきます。  
(事務局 健康推進課福祉総合相談センター平川副主査)

鴨川市福祉総合相談センター平川と申します。私からは地域包括支援センター事業について説明させていただきます。資料2-2、令和6年度の福祉総合相談センター事業の4月から9月までの実績報告となります。分量が多いため、本年度重点的に取り組んでいる事項のみの説明とさせていただきます。

資料1ページをご覧ください。昨年度実施した地域包括支援センターの事業評価の課題の一つとして、各センターの実績や考え方の統一化が課題とされておりました。

本年度になり、全ての職員に対し地域包括支援センターとして、相談に対する考え方などを再確認し、実績報告等についても統一化を図り実績報告を作成するようにしています。その中で、各センターの新規相談件数は大きく変化はないものの、各センターでの対応内容を把握することができました。対応内容の傾向として、ふれあいセンター内の相談

センターでは、包括的ケアマネジメント支援及び権利擁護支援、相談センター天津小湊では地域住民からの総合相談、相談センター長狭では認知症と地域支援が多い傾向となっています。

続きまして、2ページをご覧ください。包括的・継続的ケアマネジメント事業となりますが、介護保険制度にて中心的な役割を担う介護支援専門員の質の向上及び医療や地域関係者のネットワークづくりを支援することを目的としています。本年度より、介護支援専門員からの相談種別を分類し、独居や高齢者世帯で認知症等により、生活支援に課題を抱えることが多い傾向である結果となりました。

また、地域での主任介護支援専門員25名の役割づくりとして、社会資源調査及びリスト作成に取組み、ケアプランに位置付けられるよう取り組んでいるほか、研修及び大規模自然災害発生時の情報収集のルールづくりに取り組んでいます。また、昨今多く発生している災害に備え、災害時情報伝達マニュアルを作成し、鴨川市内の介護事業所に対し、配付し説明を行いました。

続きまして、4ページをご覧ください。要支援者等に対する介護予防・生活支援サービスですが、本年度は、訪問型サービス利用者100名について、ケアプラン調査を実施しております。要支援者の訪問サービスでは7から8割が買い物及び掃除支援が主体となっており、利用頻度の週2回程度が主体となっています。介護人材不足の上、今年夏には、訪問サービス2事業所が廃止されたことから、軽度者に対し、社会福祉協議会とともに、新たなサービス創設に向けて次年度以降に取り組む予定としています。

続きまして、5ページをご覧ください。地域包括支援センターの機能強化分として、相談センター天津小湊では認知症、相談センター長狭では在宅医療・介護連携に資料のとおり取り組んでいます。その中で、相談センター天津小湊では、介護サービス事業者の専門職が認知症高齢者を支援する上で、どのような課題を抱えているかを把握するためのアンケートを実施予定としています。

続きまして、9ページをご覧ください。生活支援体制整備事業ですが、先ほども説明しましたが、地域の担い手不足が深刻化しております。介護予防・生活支援サービスの新たなサービス創設に向けた検討及び生活支援コーディネーターと介護支援専門員等と連携について今年度重点的に取り組んでいます。

以上で地域包括支援センター事業について説明を終わります。

(金井議長)

ただいま、事務局から、議件2「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）の進捗状況について」の説明がありました。多岐にわたっておりますが、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(事務局 石井介護保険係長)

酒井委員から事前に2点の質問を頂いておりますので、紹介と回答をさせていただきます。

まず1点目ですが、市内の特別養護老人ホーム3施設の待機者数と平均的な待機期間についての質問です。ご質問を頂いた後に、各施設に確認をさせていただきました。特別

養護老人ホームめぐみの里ですが、定員が多床室 78 名、個室が 20 名のところ、多床室の待機者が 118 名、個室が 48 名、合計で 166 名となります。こちらは、一人の方が 2 種類へ申し込んでいる場合、それぞれでカウントしておりますので、ご注意ください。待機期間は、多床室は約 1 年、個室については約 2 年ということでした。そして、入所した方々が、入所する前はどこで過ごされていたのかについて紹介します。めぐみの里の多床室の場合ですが、割合でお伝えしますと、在宅が 39%、ショートステイを利用 5%、老人保健施設 18%、グループホーム 1%、病院からの入所、医療介護の合計数ですが 36%、他の特別養護老人ホームからの入所が 1%となります。

続きまして、特別養護老人ホーム南小町になりますが、定員が 60 名で、多床室が 30 名、個室が 30 名となります。多床室の待機者は 75 名、個室は 40 名、合計 115 名。待機期間は、多床室ですが、男性は対応する部屋数が少ないということで 2 年、女性は 1 年超。個室は 1 年で入所可能で、明らかに多床室より早く入所できるとのことでした。

最後に、特別養護老人ホーム千の風・清澄になります。定員が 70 名。130 程度待機しているとのこと。待機期間ですが、虐待等の理由により即入居という場合もあるが、優先順位により入所には至らないケースもあるとのことでした。

もう 1 点ですが、医療保険と介護保険の入院の場合、どちらの費用がかかるのかというご質問です。低所得者からすると毎月費用を支払うことは負担であるとのことでした。この質問についても、市内の介護医療院を運営している病院へ確認をしましたところ、要介護 3 で設定した場合、食費や居住費が保険適用ではなく自己負担というランクの方は、月に 14 万 1 千円。低所得の関係で食費、居住費の補助がある方については、段階にもよりますが、11 万円 8 千円、さらにその下は、9 万 6 千円、さらにその下は 8 万 8 千円、一番安くて 7 万 3 千円でした。これは、介護保険の要介護 3 の入所費用になります。対して、医療保険の場合で、食費等の補助がなかった方については、月に 14 万 2,950 円と医療の方が少し高い程度となります。ただし、その方がおむつを使用した場合で、使用していない方は、12 万 1,500 円となり、おむつを使用している場合とそうでない場合で 2 万円以上の差が出るようです。以上でございます。

(金井議長)

酒井委員どうぞ。

(酒井委員)

詳しい説明ありがとうございました。特養の入所条件として、要介護 3 以上という条件が付きましたが、それにより、待機者は大幅に軽減されたのでしょうか。今までは、要介護 1、2 の方も対象となっていたと思いますが。

(事務局 石井介護保険係長)

変わっていると思いますが、数字は、今は持ち合わせておりません。

(酒井委員)

分かりました。

(金井議長)

他にはよろしいでしょうか。

(谷地委員)

配付された認知症に関するチラシですが、昨年、小湊で開催された金井先生の講演に参加しましたが、分かりやすくよかったです。講義の内容は昨年と同じでしょうか。

(金井議長)

私がお答えします。昨年は、認知症全般の話をしていましたが、今年度は、認知症の新薬の話や軽度認知症を早期に気づき、治療に繋げるといことが大事な点になっていますので、そのような内容です。寸劇も合間に入れたり、内容は変更しております。よろしくお願いいたします。

(谷地委員)

ありがとうございました。

(金井議長)

他にはいかがでしょうか。それでは、私から。今の説明の中ではありませんでしたが、以前の会議において、介護人材の話があったかと思えます。介護人材は、不足している状況で、外国人人材を積極的に受け入れていくべきではないかということでした。千葉県でも積極的に受け入れる制度はありますが、鴨川市として、先ほどの第8期、第9期介護保険事業計画の重点目標にも外国人人材の受入支援について盛り込まれていましたが、現在、どのような状況なのか、詳細な説明をお願いします。

(事務局 角田課長)

まず、外国人人材に係る関係資料を配付させていただきます。前回会議で使用しました資料ですが、鴨川市で行っております外国人人材の確保に向けた業務内容を書かせていただきました。外国人人材の表の中段にあります。本市では、令和5年1月から市内の介護施設の人材確保を図ることを目的に、鴨川市留学生受入施設支援補助金事業を実施しています。これは、将来、介護福祉士として就労を目指す外国人留学生を受入れる介護施設に対し、その受入れをするための調整費費用を留学生1人につき1回2万円と施設研修のための送迎費用として、留学生1人につき月額上限1万円を補助するものです。留学生の要件としては、安房地域の介護福祉士養成施設に在籍、または、養成施設への入学を前提として日本語学校に在籍する外国人であって、千葉県が実施する留学生受入プログラムの助成対象者であることが条件となっております。令和4年度は2人、令和5年度は2人、令和6年度については、年明けですが2人の見込となっております。

このような制度を活用しながら、市内の外国人人材の状況ですが、令和6年10月25日現在で80名の外国人人材が就労していることが分かりました。市内の特養施設3施設、老人保健施設1施設、有料老人ホームが1施設、介護医療院が1施設、グループホームが1施設、合計で7施設となります。職種別で申し上げますと、介護職が46人、調理員が2人、合わせて48人が就労して、さらに外国人留学生として32人を受け入れており、合計80人が市内の施設で活動していることとなります。

(金井議長)

ありがとうございました。当院も外国人の調理員がおりますが、南房総市で介護福祉学科がオープンしていますが、そこからアルバイトをして来ていただいております。年々外

国人人材が増えております。エビハラ病院は、外国人人材についていかがでしょうか。

(海老原委員)

エビハラ病院の海老原と申します。よろしく申し上げます。今は、話のあった外国人人材のことですが、当院も10数名おります。鴨川市にお願いしたいのは、もう少し補助金の額を上げていただいて、受け入れやすい体制づくりとして、民間と協力をしていただきたいと思います。

もうひとつの課題として、受け入れたとしても定着しない現状です。今は、SNSで情報がどこでも手に入るので、外国の方を受け入れたとしても都会に流れてしまいます。

民間と市が協力して、せっかく受け入れた人材を流さないようにするにはどうしたらよいか、安房の地域では人材がいなくなってしまうため、対策について協力していただけたらと思います。

(事務局 角田課長)

貴重なご意見ありがとうございました。補助金の額につきましては、養成等になりますと現在2名を受け入れしておりますが、財政部局と協議しながら進めてまいります。

資料の表中に(3)に、将来、介護福祉士として従事するためにということで、3つ掲げております。一番上の介護福祉士修学資金貸付制度ですが、将来、介護福祉士として働きたい場合、月に2万円の奨学金を貸し付けしており、これは、令和2年度から制度が開始されましたが、令和6年度で終了することになっています。令和3年度から令和5年度までの実績は、合計で26名でした。そのうち2人が日本人であり、残りの24人が外国人でした。令和6年度は、未だ貸付がなされていない状況であります。

2番目の外国人人材への補助金の制度です。外国人留学生を受け入れる介護施設に対し、調整費と送迎費を補助する制度です。

3番目の千葉県の介護福祉士就学資金貸付制度でございますが、本市と同じように、月額5万円の支給のほか、入学準備金、就学準備金など手厚い制度となっておりますので、本市の事業が終了した後は、こちらの制度をご利用いただければと思っております。

(金井議長)

介護福祉士と同じように、病院としては、看護補助もかなり不足しています。同じようにヘルパーと言われておりますが、病院の看護補助もなかなか集まりません。診療報酬も決まっておりますので、人件費も上げられない状況です。市の補助も決まっている中で、病院を運営していくということは大変な状況となっております。また、看護補助の人材確保という面からも相談させてもらえればと考えております。

他の委員、寺尾委員いかがでしょうか。

(寺尾委員)

ありません。

(金井議長)

橋本委員いかがでしょうか。

(橋本委員)

ケアマネジャー協議会の橋本と申します。質問ではなく、お願いになります。私は今、

ケアマネジャーの仕事をしておりますが、訪問入浴サービスの不足について、申し上げます。市内の訪問入浴のサービスが廃業となり、しばらく経ちます。また、勝浦市の訪問入浴の事業所が一つ廃業しました。今、鴨川市内でサービスを利用するとなると、勝浦市、もしくは館山市の事業所へ依頼することになり、この資料によると、訪問入浴を希望する利用者が若干ですが増えております。そうなる、サービスを計画することもなかなか難しく、利用者へも無理を言ってお願いをしている状況です。利用者の希望する曜日、時間にサービスを導入できるよう改善等をお願いします。以上です。

(事務局 石井介護保険係長)

国は、施設入所より在宅で過ごすことを理想としています。貴重な意見をありがとうございます。承知しておきます。

(金井議長)

そろそろ、時間も押し迫ってきておりますので、それでは、お諮りいたします。ただいまの議件(2)「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)の進捗状況について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議のなしの声)

ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

続きまして、議件(3)「地域密着型サービス事業所等の指定更新等について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明願います。

(事務局 石井介護保険係長)

健康推進課介護保険係石井です。資料3をご覧ください。1 指定地域密着型サービス事業所の指定更新についてでございます。事業者名、株式会社ユアアンドエヌ、事業所名、グループホームいきいきの家いすみ、いすみ市に所在しております。サービスの種類は、認知症対応型共同生活介護、更新の年月日は、令和6年7月1日、次の指定満了日は令和12年6月30日となります。

続きまして、2 総合事業の事業所の指定更新となります。総合事業は、本市においては、平成30年4月に事業開始し、一斉に事業所の指定を行ったため、更新が19事業所と数が多くなっております。各事業所の詳細な説明については、省略をさせていただきます。

続きまして、3 総合事業の事業所の廃止でございます。事業者名、株式会社ヤックスケアサービス、事業所名は、ヤックスヘルパーステーション君津、君津市に所在しております。サービスの種類は、第一号訪問事業、廃止年月日は、令和6年6月30日。

2つめの事業所は、市内にごさいました株式会社白ゆりヘルパーステーション、事業所名は、白ゆりヘルパーステーション事業所、所在地は、鴨川市横渚。サービスの種類は、第一号訪問事業、廃止年月日は、令和6年8月31日です。当該事業所の廃止の理由は、人員の不足に加え、4月から介護報酬が引き下がる中で、加算を取得することが難しく、運営していくことが困難ということで伺っております。

事後報告という形ですが、以上で、事業所の指定の説明とさせていただきます。

(金井議長)

ただいま、事務局より議件(3)「地域密着型サービス事業所等の指定更新等について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(意見なし)

質疑、ご意見もないようです。それでは、お諮りいたします。ただいまの議件(3)「地域密着型サービス事業所等の指定更新等について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

(異議のなしの声)

ご異議もないようですので、ご承認いただいたものと認めます。

それでは、本日の議件は以上で終了となりますが、折角の機会ですので、委員の皆さんから何かございますか。

(事務局 石井介護保険係長)

議長、本日配付しました資料3の追加資料について、平川から説明をさせていただきます。

(事務局 平川副主査)

本日、追加で配付しました資料3をご覧ください。本年度より、介護保険サービス事業所に義務付けられています、高齢者虐待防止、災害対策、感染症対策について、市が指定する地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所に対して運営点検を実施しました。全ての事業所に訪問し、委員会及び研修等の開催状況を確認させていただきました。その中で、全国的に発生している大規模自然災害に備え、介護サービス事業所等災害時情報伝達マニュアルを作成しております。介護保険制度は、3年に一度、制度の見直しがあります。その折に、介護サービス事業所が適切な運営が行えるよう、必要な助言やアドバイスを行うほか、市全体で取組むことについては一緒に考えていきたいと考えています。

(金井議長)

ありがとうございます。その他、意見は無いようですので、以上をもって議事は終了とさせていただきます。本日は、皆さんから多くの貴重なご意見をいただき、また、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

また、事務局におかれましては、本日、皆さんから提案された意見や提言を踏まえて、介護保険の適正な運営に取り組んでいただきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局 島口課長補佐)

金井会長、ありがとうございます。本日いただいたご意見を踏まえまして、引続き介護保険事業の適正な運営を図って参りたいと存じます。

それでは、今後の会議日程につきまして、ご相談させていただきたいと存じます。令和6年度は、全2回の運営協議会を予定しており、次回、第2回の運営協議会ですが、令和

7年3月に3時からふれあいセンターにて開催したいと考えておりますが、いかがでしょうか。日時の詳細につきましては、改めてご連絡し、調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の4その他といたしまして、事務局、もしくは委員の皆様から何かございますでしょうか。

(長谷川市長)

それでは、私から一言申し上げます。いろいろなご意見を頂きまして、ありがとうございました。感謝申し上げます。特に、私市長として印象に残ったことは、要介護者は増えているということです。それに対する介護人材の不足と人材を確保していくという課題です。この点を行政が民間の皆様と一緒にどのように対応していくかを真剣に考えていかなければならないものと認識しました。今、実は、次期の総合計画の作成のため、本市がまちづくりを推進するに当たり、どのようなまちが良いのか、人にやさしいまちなのか、健康づくりのまちなのか、ということを市内12か所を会場に地区懇談会を開催し、意見を伺っております。今後の総合計画では、介護人材の確保について、計画のなかでしっかりと位置付けていかなければならないものと改めて認識しました。貴重なご意見ありがとうございました。

ところで、海老原委員、先ほど、外国人を確保しても都会へ行ってしまうという話がありましたが、その理由は、賃金でしょうか、それとも鴨川が田舎だからということでしょうか。

(海老原委員)

賃金は、都会のほうが高いということ、そして、コミュニティの場が多いこと、遊ぶ場所が多いなどの理由により都会に流れてしまいます。生活しやすい、交通機関の関係など、同じ介護職で働くとするとも都会で働いた方が楽しい、賃金も高いなどの理由もあります。

また、仲介となる人が、都会を促してしまい、外国人たちも良い条件の方に行ってしまいます。

(長谷川市長)

それに対応する手立てとなると、賃金でしょうか。

(海老原委員)

まず、賃金だと思いますし、また、仲間とのコミュニティの場などと思います。市外に出られた全ての方に聞いてはいませんが、私が確認したところ、このような話でした。

(長谷川市長)

はい、ありがとうございました。以上でございます。

(事務局 島口課長補佐)

ほかに事務連絡でも結構ですが、いらっしゃいますでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回介護保険運営協議会を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。

【終了時刻 午後4時35分】

令和6年12月24日

委員 橋本 理恵